

玉川村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
玉川村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

社会の変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校に対する期待や要望の高まりなどもあり、教育職員一人ひとりが担う業務は質・量ともに増加しています。こうした中、教育職員の勤務実態を踏まえ、業務負担の軽減や長時間勤務の改善を図ることは喫緊の課題です。

これまでの学校教育は、教育職員の「子どもたちのために」という熱い思いや献身的努力に支えられて、様々な課題に取り組んできた面があります。しかしながら、長時間にわたる超過勤務の常態化は、子どもたちの学びを支える教育職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質の低下につながるものが懸念されるどころです。

長時間勤務を是正し、心身ともに健康に働ける環境があることで、教育職員は子どもに寄り添い、子どもの学びに伴走していくことができるようになります。また、より良い教育活動を行うためには、教育職員自身の資質・能力向上を図りながら子どもと向き合うことが重要であり、教育職員の自己研鑽のための時間も必要となります。

このような状況を踏まえ、学校における働き方改革にあたり、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき、文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して本計画を策定するものです。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにあります。

玉川村教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、玉川村の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指します。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていくこととします。

(2) 対象

本計画は、玉川村教育委員会がサービス監督を行う学校の職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とします。

(3) 教育職員の働き方に関する実態

本村教育委員会では、これまでも教育職員の働き方改革において、学習指導員やスクール・サポート・スタッフの配置、ICT活用による校務効率化の推進、学校閉庁日の導入等、各種施策の実施により、教育職員の業務の負担軽減に取り組んできたところであります。

こうした取組により、令和6年度において、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況は、次のとおりでありました。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| 区分 | 年平均 | 月45時間を超える割合 | 月80時間を超える割合 |
|-----|---------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月35.2時間 | 21.3% | 5.2% |
| 中学校 | 月33.9時間 | 21.6% | 6.4% |

教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に負担が大きくなっています。また、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員の割合が小学校で5.2%、中学校で6.4%といった状況から、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もあります。

業務の削除・精選と合わせて、人的措置の拡充や業務の平準化を進めることで、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要であります。

2. 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ◆ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ◆ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ◆ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【12.4日】
- ◆ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。【12.8%】
- ◆ ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の値を60.0以上にする。【53.1】
- ◆ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

2026年度（令和8年度）～2029年度（令和11年度）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組むこととします。

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）
地域人材等の協力によるサポート体制等のあり方を検討する。
- 部活動（「3分類」⑬関係）
令和10年度末をもって中学校の部活動を終了し、令和11年度からの地域展開を実現する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
学校行事について、教育的な意義や働き方改革の観点から精選・効率化のための見直しを行う。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・児童相談所・村子育て関係課等の専門的な知見を活用しつつ、これらの人材と教師の協働を促進し、連携して児童生徒の課題解決に取り組める体制の強化を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①適切な教育課程の編成・実施

- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう徹底する。
- ・授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。

②適正な勤務時間の管理等

- ・児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、教育職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき適正な時間に休憩時間を確保する。

③教頭の業務縮減

- ・組織的な学校運営を行うにあたり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。
- ・管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

④学校行事の精選・重点化

- ・学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要なとされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図る。
- ・学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図る。

⑤ICTの活用による校務効率化の推進

- ・限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。

⑥保護者・地域等との連携協働

- ・文部科学省から示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員や、ストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師等の面接指導を行うなど、必要な取組を行う。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・定時退校日を週1回設定し、長期休業等の期間中に一斉閉庁日を設定する。

(4) 取り組むにあたっての留意事項

本計画に定める目標達成のために、授業など教育課程内の学校教育活動で真に必要なものをおろそかにすることや、実際の時間と異なる出退勤時間を記録しないこと。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ◆取組の着実な実行を図るため、玉川村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- ◆学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ◆時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムにより把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握することとします。
- ◆教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

- ◆各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ◆保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「学校・教師が担う業務に係る3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。